

高橋・只木ゼミ前期第 11 問検察側反対尋問レジюме

文責:4 班

- 5
1. 弁護側レジюме 1 頁 32 行目で「具体的危険性が切迫」とあるが、「切迫」の度合いについて弁護側はどのように考えているのか。
 2. 弁護側レジюме 1 頁 32～33 行目で「間接正犯においては被利用者の行為こそが具体的危険を持つものである」としているがその明確な根拠はどのようなものか。
 3. 弁護側レジюме 2 頁 24 行目で「全体的に捉えて」とあるが具体的な基準はあるのか。

以上